

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	北谷 (北谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心であるが、小さい集落で一部の農家で畜産を組み合わせた複合経営を行っているが担い手も少なく、また農地は基盤整備もできていないことから10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。農地の一区画あたりの面積も小さく、農道も狭い為大型機械による効率化もできず、地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ベテラン農家が地域の若手に農業を指導し徐々に農業を手伝うようになり、農地を今後担うものがない状態は変わり集落に活気が出てきている。

農業者35人(うち50歳未満)、他地区からの入り作3人、組織:人・農地プラン検討委員会(構成員5名)、農地・水環境保全隊(構成員64人)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

北谷地域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
10年後の担い手は5名であるが、10年後に向けてその5名に農地を集積・集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内では基盤整備が出来ておらず、高齢化も進んでおり負担金ゼロの基盤整備ができるのであれば、取り組むことも考えていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域の後継者の殆どは農業をやらないことが想定されており、地域内の親方農家の下で研修し、独立させて担い手を増加させる取り組みを行い、担い手の確保・育成を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ、水稻については外部の農業委託組織に作業委託をお願いしている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣買い対策として、イノシシの潜み場とならないよう耕作放棄地の草刈と、寄せ付けの要因となる野菜くずを放置しないことを集落内で徹底している。また集落内の被害状況を確認し、被害の多い山林の境界に防護柵を整備した。
 捕獲については、集落内在住の免許取得者を中心に進めているが、檻の数をさらに増やしていく必要がある。免許取得者だけでは負担が大きいため、日頃の点検作業は近隣住民もサポートする集落の体制づくりを進める。
 ⑦多面的機能支払などを活用して地域ぐるみで農地等の保全・管理等を行う。